

九州での生活は10年ぶり



民事法学講座
香山 高広

2002年4月から法学研究院に赴任いたしました香山高広です。

専門は民法、特にフランスの抵当制度を研究しております。日本の抵当制度は、ポワソナードを介してフランス型の制度を基礎に起草されておりました。前者の理解のためには、後者の理解が不

可欠であろうと思います。

では、フランスの抵当制度が日本で十分に理解されているかといえば、そうではありません。実際には、フランス抵当法は致命的な「欠陥」を有しており、そのような制度に積極的な意義は見いだせないというような暗黙な理解が前提にありまして、したがって、その研究自体には、あまり重要性が見いだされておられません。

しかし、一瞥しただけでは「欠陥」としか見えないものであっても、実際にはそうではなく、むしろその部分にこそ物事の本質的な意義が隠れているということは、すべての事柄について、あり得ることだろうと思います。私は、このような観点から、従来「欠陥」と言われた部分に、積極的意義を見いだすべく、18世紀末から19世紀中葉にかけてのフランス抵当制度の変遷を研究しております。

出身は北九州若松であります。昨年までは、北海道の小樽商科大学に籍を置いておりました。九州での生活は実に10年ぶりと言うことになります。ここ数カ月の九州での生活の感想は、「やはり九州の食べ物は美味しい」の一言に尽きているように思われます。九州の夏の暑さにまげず、研究と教育のいずれにも力を入れていきたいと思っております。なにとぞ、よろしくお願いたします。

巨大な飛行機に驚く毎日

本年4月1日、公法学講座（憲法）の助教授に採用



公法学講座
南野 森

されました。どうぞよろしくお願いたします。

珍しい名前かも知れませんが、私は南野森・助教授であつて、南野森助・教授ではありません。3年間東大大学院を休学し2000年の秋までパリ大学に留学しておりましたので、1989年に大学生になって

から10年以上も学生生活を送っていたことになりました。ようやく月給取りになれたうえ、しかも職場が九大法学部という、大変な歴史と伝統、そして優秀なスタッフと学生を誇る恵まれた環境であることに、この半年間、つくづく幸せを感じて参りました。

とはいえ、このような恵まれた環境にいるということは、裏を返せば、仕事すなわち研究と教育に手を抜けない、という厳しい環境にいることも意味するように思います。私の専門である憲法（学）をとりまく昨今の環境の厳しさとあいまって、私は二重の厳しさを背負って九大法学部の憲法講座へやって来たと言えるかもしれません。気の引き締まる思いいたします。

石を投げれば届きそうな距離を飛ぶ巨大な飛行機にいまだに驚く毎日ですが、一日も早く名実伴う一人前の九大人となり、同窓生のみなさんが「九大法学部も落ちたなー」などと思われる原因とならないよう、精進するつもりでおります。末永くよろしくお願いたします。

中国労働法研究を担当



社会法学講座
常 凱

私は、このたび、5月1日付けで人民大学から赴任いたしました。法学研究院では、中国労働法研究を担当させていただいております。また、後期から、法学部の中国人権論も担当することとなっております。

中国の労働法の立法モ